

総務委員会会議録

令和4年12月14日(水)

(開会) 10:00

(閉会) 11:28

【 案 件 】

1. 議案第 90号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算(第8号)
2. 議案第102号 飯塚市個人情報保護条例の全部を改正する条例
3. 議案第103号 飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
4. 議案第104号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(公共施設跡地関係)
5. 議案第105号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(行政経営戦略関係)
6. 議案第106号 飯塚市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
7. 議案第107号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
8. 議案第108号 飯塚市公共施設等整備基金条例
9. 議案第118号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算(第9号)
10. 議案第119号 令和4年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
11. 議案第120号 令和4年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)
12. 議案第121号 令和4年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
13. 議案第122号 令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3号)
14. 議案第123号 令和4年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)
15. 議案第124号 令和4年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)
16. 議案第125号 令和4年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)
17. 議案第126号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)
18. 議案第127号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。「議案第90号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算(第8号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第90号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算(第8号)」についてご説明いたします。

「議案第90号」から「第101号」と表示しております令和4年度補正予算資料の3ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、一般会計で既定の予算総額に47億5718万円を追加いたしまして、補正後の予算総額を901億3771万3千円にしようとするもので、表の下に記載しておりますように、前期の実績に基づいた経費の見直しと今後の所要額を補正するものでございます。

4ページの補正予算概要書をお願いいたします。まず、歳入でございますが、市税では、市民税で所得や業績が見込みほど落ち込まなかったことなどにより、2億4314万4千円を追加するものでございます。

地方交付税の普通交付税は、5億4603万1千円を追加し、市債の項目に記載しております臨時財政対策債の減額を含めた実質的な普通交付税の補正額は、4億7183万円の増とな

っております。

使用料及び手数料のごみ処理手数料では、販売見込み数量が増加していることから、5604万7千円を追加するものでございます。

5ページからの国庫支出金、県支出金及び7ページの市債につきましては、歳出予算の対象事業に係る財源を補正するものでございます。

6ページをお願いいたします。寄附金のふるさと応援寄附金では、寄附状況を考慮しまして20億円を追加し、企業版ふるさと応援寄附金につきましても同様の理由により、7400万円を追加するものでございます。

繰入金の財政調整基金繰入金では、今回の補正による財源調整として18億5050万円減額するものでございます。

ふるさと応援基金繰入金では、令和4年度分のふるさと応援寄附金にかかる返礼品代等、事務経費増に伴う増額分と、令和3年度に積立し、令和4年度に活用することとしていた基金活用額の残余分の合計20億7907万7千円を追加し、企業版ふるさと応援基金繰入金では、令和3年度に積立した一部を令和4年度の事業の財源として活用するため、1010万円を計上するものでございます。

7ページをお願いいたします。繰越金の前年度繰越金は、令和3年度決算の実質収支額のうち財政調整基金等に積み立てた残額、16億8896万8千円を追加するものでございます。なお、このうち約8億2千万円は、令和3年度における国庫支出金、県支出金の過大交付分の返還に使用いたします。

8ページをお願いいたします。次に、歳出でございますが、総務費財産管理費の公共施設等整備基金管理費では、将来の公共施設及び公用施設の建設費、改修費等の整備費の財源確保を目的として、本定例会に当該基金の設置条例案を提出いたしておりますが、その積立金として10億円を計上するものでございます。

市有財産売却事業費では、颯田支所周辺公共施設跡地の売却にあたり、測量委託料、アスベスト含有測定調査委託料など2454万円を追加するものでございます。

9ページをお願いいたします。企画費のふるさと応援寄附事業費では、寄附金の増額に伴う返礼品等の経費を17億2832万円追加し、次の黒丸のふるさと応援基金管理費では、歳入で増額した寄附金を基金に積み立てるため、基金積立金20億円を追加し、次の黒丸の企業版ふるさと応援基金管理費も同様に、基金積立金7484万円を追加するものでございます。

10ページをお願いいたします。民生費、児童措置費の私立保育所等保育措置事業費に記載しております市内私立保育所施設型給付費から私立認定保育所施設型給付費につきましては、令和4年10月からの保育士の処遇改善に係る給付費の改善による増と、延べ入所人数の増減等により補正するものでございます。

保育所等物価高騰対策支援事業費では、福岡県の電力・ガス・食料品等価格高騰対策事業でございまして、県補助2分の1を活用して私立保育所等に対し児童一人当たり3千円を支援するため、910万2千円を計上するものでございます。

11ページをお願いいたします。衛生費予防費のワクチン接種事業費では、オミクロン株対応の新型コロナウイルスワクチン接種及び乳幼児接種の対象者の接種経費について、9782万3千円を追加するものでございます。

ごみ処理費のごみ収集費では、ごみ袋販売見込数量の増加に伴い、ごみ袋の作製費用及び販売委託料等について、3076万円を追加するものでございます。

農林水産業費、畜産業費の地域畜産農政振興対策事業費では、県補助金を活用して、農機具等の購入に対する補助に追加要望がございましたので、1419万5千円を追加するものでございます。

12ページをお願いいたします。農業土木費の鯉田地区遊水池新設事業費では、不動産鑑定

の結果、既決予算では予算不足が発生する見込みとなりましたので、1391万4千円を追加するものです。

商工費、商工業振興費の筑前茜染活用事業費では、筑前茜染の試作品の製作に必要な茜草購入費用及び専門的な技術を要する縫製、額装などの費用を補助するため、126万円を追加するものでございます。

土木費、道路橋りょう新設改良費の旧卸売市場周辺整備事業費では、実施の際の協議の結果、電線等の移設が不要となった電線等移設工事負担金など、執行残1億3378万4千円を減額し、浦田駅歩道新設事業費では、建設中の総合体育館の最寄り駅であるJR浦田駅からの歩道を整備するための用地購入費、409万5千円を計上するものでございます。

13ページをお願いいたします。住宅建設費の相田公営住宅建替事業費では、建て替えにかかる調整に時間を要しており、事業実施スケジュールを見直すこととなったため、1億1195万8千円を減額するものでございます。

教育費、小学校費、教育振興費及び学校整備の35人学級編成対応事業費では、35人学級編成に対応するため、無線アクセスポイント設定費用や電子黒板等の備品の整備費用として、519万7千円を計上し、教室の整備及び教室に必要な備品等の購入費用として、1525万7千円を追加するものでございます。

14ページをお願いいたします。保健体育施設整備費の総合体育館落成記念事業費では、落成式や記念事業の準備経費として、34万9千円を計上するものでございます。

15ページをお願いいたします。繰越明許費の補正につきましては、年度内完了が見込めないことにより9件追加し、事業費の変更に伴い4件の翌年度繰越額の変更をするものでございます。

債務負担行為の補正につきましては、債務が後年度にまたがることにより6件追加し、契約額確定等に伴い4件の限度額の変更をするものでございます。このうち集団検診（健診）予約受付等業務委託料につきましては、これまで職員により実施していた予約受付や受診勧奨を委託するもので、限度額377万4千円とするものでございます。

25ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表及び市債・基金の状況表を添付いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○深町委員

児童措置費の電力・ガス・食料品等価格高騰対策事業について、まずは事業内容をお聞かせください。

○保育課長

市内の私立保育所及び認定こども園に対し、令和4年10月1日現在の利用定員1人につき3千円を基準額として、補助金として支給する事業でございます。ただし、県が直接補助金を交付する幼稚園型認定こども園や幼稚園、届出保育施設は除いております。11月10日施行の福岡県保育所等物価高騰対策費補助金交付要綱をもとに、本市の補助事業を組立てております。負担割合につきましては、県が2分の1、市が2分の1となっております。今回計上しております予算額は、福岡県の補助要綱が交付される前でございましたので、各園最大人数を見込んで、対象人数を3033人とし、私立保育所等に支給する補助金の額は909万9千円で計上いたしております。

○深町委員

次に、具体的にどのような方法で支援金を算定し、いつまでに支給するのか、教えてください。

○保育課長

先ほどもご答弁させていただきましたが、令和4年10月1日現在の利用定員1人につき3千円等を補助する事業でございます。各園の補助金の額は確定しておりますので、補正予算を承認いただければ、市の補助金交付要綱を制定し、年明けには申請書を各園に送付し、請求をもとに補助金の支給を行いたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第90号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算(第8号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:14

再 開 10:15

委員会を再開いたします。

次に、「議案第102号 飯塚市個人情報保護条例の全部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○総務課長

「議案第102号 飯塚市個人情報保護条例の全部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。

まず、最初に「個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」の資料を御覧ください。資料1ページをお願いいたします。個人情報保護制度の見直しにつきましては、令和3年5月19日に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されたことにより「個人情報の保護に関する法律」が改正され、これまでは個人情報を取り扱う主体ごとに国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者に分かれていた3本の法律が、個人情報の保護に関する法律に一本化されました。

令和5年4月1日からは、地方公共団体にも改正個人情報保護法の全国的な共通ルールが適用されることとなったため、改正法の施行に必要な事項を条例で定めるものでございます。

次に資料2ページをお願いいたします。条例制定にあたっての考え方といたしましては、法で個人情報の定義や個人情報の取扱い、開示請求等について、全国的な共通ルールが規定されたことから、現行の飯塚市個人情報保護条例において、法と重複している部分は削除し、手数料など条例で規定する必要がある事項や、現行の飯塚市における個人情報の取り扱いを継続するために必要な事項について定めることとするものでございます。

資料中、「現行条例における主な事項ごとの規定一覧表」を御覧ください。この表は、現行条例における主な事項ごとに法及び改正条例の規定の有無について一覧にしたものでございます。飯塚市がこれまで条例に基づく独自の制度として運用してきた個人情報の取扱いのルールや開示請求に対する開示決定の期限等については、新たに適用される個人情報保護法の下で水準を維持することとしております。

次に、議案書の3ページをお願いいたします。本条例の概要につきまして、ご説明いたします。本条例は、第1条から第22条までの条文構成となっており、この条例の目的、定義、実施機関・事業所・市民等の責務について、第1条から第5条に規定しております。

次に、4ページをお願いいたします。実施機関における個人情報保護管理責任者の設置、個

個人情報ファイル簿の作成及び公表、個人情報の開示請求に係る手数料及び費用負担について、第6条から第8条に規定しております。

次に、5ページをお願いします。個人情報の開示や訂正、利用停止決定等の期限について、第9条から第14条に条文化しております。

次に、6ページをお願いします。個人情報の開示決定等に対する審査請求の諮問先となる個人情報審査会の設置、調査権限、諮問する事項について、第15条から第19条に規定しております。

次に、8ページをお願いします。個人情報保護制度の運用状況の公表について、第20条に規定しております。委任について第21条、個人情報保護審査会委員の守秘義務違反に対する罰則について第22条に条文化しております。以上簡単ではございますが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○深町委員

1点だけですね。先ほどの説明で、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者に分かれていた3本の法律が一本化されたわけですけど、現在の本市の条例と大きく変わった点はあるのか、教えてください。

○総務課長

この条例改正に当たりましては、飯塚市が、これまで条例に基づき運用してきました個人情報の取扱いルールなどについては、新たに適用される法の下でその水準を維持するようというふうにしておりますので、その運用について、大きく変わる点はないものと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

この個人情報の今まで国のほうで、管理もなさっていたんでしょけど、これ地方自治体で飯塚市の個人情報に関しては飯塚市が、総括的に管理しなさいという考え方でよろしいんですかね。

○総務課長

個人情報制度につきましては、従前は市町村で申しますと各自治体が条例をもって、管理をするということになっておりました。今度の法改正で国の機関であるとか、事業者だとか、全て含めて自治体も含めたところで、法律の下に一括して管理するという形に変わったものでございます。

○小幡委員

だからそれを総合的に管理するのは、本市でいけば、本市が情報公開条例をちゃんと見直して、本市で管理するという考えでいいんですかということですよ。

○総務課長

そのとおりでございます。

○小幡委員

もともとの個人情報に関する水準は維持しつつも今現行の飯塚市の条例に適した分はそのまま運用する。そういう総合的な考え方でしょう。この中で個人情報の審査会があるではないですか。審査会自体はどのような機関で、どのようなメンバーで審査会というのを現飯塚市は設置しているのかと、もう1点は個人情報の保護管理責任者、この管理責任者とは誰に当たるかを教えてください。

○総務課長

恐れ入ります、個人情報保護審査会というものにつきましては、新条例案の第15条に規定

がございまして、担当事務としましては、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求が来たものについて調査審議するということになります。審査会については、地方自治及び個人情報保護に関して、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織するというような規定をしております。あと管理責任者、恐れ入ります個人情報保護責任者の件ですけど、これ改正条例の第6条で実施機関は、個人情報保護管理責任者を定めなければならないということですけども、ちょっとこれは規則で規定することになりますけれども、各所属の課長相当職を充てるというようなことを考えております。

○小幡委員

結局、審査会は、市長が諮問機関をつくって6名を審査委員として選任して審査会をつくるということね。そこで審議すると。分かりました。結局、個人情報ですから開示請求が個人情報に対して、請求しますよね。その請求した人とか、内容の開示できるのは構わないんだけど、セキュリティー的なものは本市ではどのような考えで、個人情報自体の漏えい。どのようなシステムで、今構築されているか、説明できますか。

○総務課長

改正案の第3条に定めさせていただいておりますけれども、個人情報の保護等するときは、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講じるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に取り組まなければならないということでございますので、個人情報の保管、収集、利用提供等ございますけど、こういうことをするに際しては、取扱い基準などをそれぞれ設けまして、適正に処理するというようなことを考えております。

○小幡委員

第3条に、要は、個人情報の保護に取り組まなければならないでしょう。だから所管の課がどこなのか、教えてもらいたいのと、どういうシステムというか、どういう個人情報の保護に、取り組まなければいけないだから、このように取組ますというのは、何か飯塚市のほうでは、決めてあるのですか。もし決めてあるのがこんな方法で、今言った個人情報の保護、漏えい防止関係、このように行っておりますというのをちょっと教えてほしいんですよ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:30

再 開 10:31

委員会を再開いたします。

○総務部長

ただいまの第3条にあらゆる施策を通じて個人情報の保護に取り組むということで記載しておりますけれども、現実的には現状についても個人情報、現在の条例の中で保護した中で業務を執行しております。その具体的な内容にしましては、まずソフトの面といたしましては常日頃から職員が個人情報の取扱いにする知識とか、取扱いの要綱については、きちんと職員に研修あたりを行って、整理をしていくという問題が一つ。それからシステムとしていわゆるハードとして個人情報をどう保護するかということにつきましては、現状も個人情報というのは、いわゆる、もう電子情報として保管する個人情報が主でございますので、そういったことにつきましては、本市いわゆるその個人情報にアクセスできる外側のラインは完全に分離して運用していると。そういったこともございますし、情報システムにおいては安全性の確保であるとか、情報システム室の安全管理であるとか、あるいはその個人情報の提供とか業務委託に際しては、きちんと契約の中で個人情報の保護を明記していくといったことで対応している状況でございます。これについては新しい新条例の下でも、しっかり規定をして運用していくというふうに考えております。

○小幡委員

内容は、分かりました。内容はともかく一つ例でいけば判例でいけば私が何か、情報公開請求しますよね。それを開示するに当たって、個人情報が含まれる場合、そういった場合は、情報公開の中の個人情報は、市長が審査会に諮って、一応チェックして開示されます。その流れの中で、これは個人情報保護法に抵触すると――。

○委員長

小幡委員、ちょっと待ってください。暫時休憩いたします。

休 憩 10：32

再 開 10：43

委員会を再開いたします。

○小幡委員

個人情報保護法に関する事で、先ほど聞きたかったのは、情報公開請求なんかした場合に個人情報の部分は黒塗りになりますけれども、そういった場合も審査会にかけられて、個人情報保護法の下、審査されるような、スタイルをとられているもので、そうかということをお尋ねしたかっただけです。

○総務課長

情報公開請求に当たりにつきましては、別に情報公開条例というのがございます。そこで個人情報を公表しないとかいう判断は、そちらのほうで終わっておりますし、個人情報の出す状況に不服等あれば、そちらのほうに、情報公開条例のほうの審査会がございますので、そちらのほうで審議するというような形にはなりません。

○小幡委員

それと直接の所管はどちらの課になります。

○総務課長

この条例の所管課は総務課でございます。

○小幡委員

所管が総務ということで、要は実施機関の職員等の守秘義務違反に対する罰則とか、個人情報保護審査会の委員の、守秘義務に違反に対する罰則というところがありますけれども、どのような具体的な事例、もしくはそれに対する罰則というのは、どういう考えでおられるのでしょうか。

○総務課長

今お尋ねありました罰則規定につきましては、審査会の委員につきましては条例改正案の第22条に規定がございまして、秘密を漏らした者については1年以下の懲役または50万以下の罰金という規定がございまして、従前、旧現行の条例には、実施機関、職員や委託を受けた者というようなものについての罰則規定がございましたけど、今はその法のほうに移っております、具体的に言いますと、その業務に関し知り得た情報、自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、また盗用したときは1年以下の懲役または、50万円以下の罰金に処するといった規定がございまして。

○小幡委員

今の説明だと刑法に引っかかるということになるんですか。本市でその判決は下せないだろうから、告発して刑法にという形なるんですかね。

○総務課長

そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第102号 飯塚市個人情報保護条例の全部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第103号 飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長

「議案第103号 飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。

議案書の11ページをお願いいたします。今回の条例改正は、公職選挙法施行例の一部を改正する政令の施行に伴いまして、関係規定を改正する必要が生じたため、当条例の一部を改正するものでございます。

具体的な改正内容につきましては、12ページから新旧対照表がございますけれども、公職選挙法施行例が改正され、選挙活動の公費負担の単価が改定されましたので、これにあわせて自動車の借り上げの費用を1日当たり1万5800円から1万6100円に、供給を受けた燃料の代金を1日当たり7560円から7700円に、あとビラの作成単価を1枚当たり7円51銭から7円73銭に、あとポスター作成単価を1枚当たり525円6銭から541円30銭に、同じく企画費を31万500円から31万6250円に改正するものでございます。以上簡単ですが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第103号 飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第104号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（公共施設跡地関係）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財産活用課長

「議案第104号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（公共施設跡地関係）」につきまして、補足説明をいたします。

議案書の16ページをお願いいたします。現在設置しています附属機関は、学校跡地跡施設の売却に限定した委員会でしたが、今回、審議審査する対象施設を、その他の公共施設に拡大しようとするものでございます。改正する理由としましては、用途廃止した公共施設跡地で、これまで地域拠点として、象徴的な施設であったこともあり、地域住民の当該地を含めた周辺地域の活性化に対する期待が大きいと考えられること、また、面積が過大である公共施設跡地につきましては、売却後の活用方法によっては、当該地域の持つ機能やイメージを大きく変える可能性があることを考慮いたしまして、地域住民の意見をより反映できる公募型プロポーザル方式による売却を可能とするためでございます。以上簡単でございますが、提出議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第104号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（公共施設跡地関係）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。ご異議なしと認めます。

(異議なし)

よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第105号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（行政経営戦略関係）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○業務改善・DX推進課長

「議案第105号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（行政経営戦略関係）」について補足説明をいたします。

議案書の18ページをお願いいたします。本議案につきましては、次期行財政改革大綱及び、行財政改革実施計画の策定及び進捗に関し、調査審議する飯塚市行政経営戦略推進審議会を設置するとともに、飯塚市行政評価委員会を廃止するため提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。このたびの改正は、令和5年度をもって、現行の行財政改革大綱及び行財政改革後期実施計画が、計画期間満了となりますことから、次期大綱及び実施計画の策定、並びに進捗に関して調査審議を行う飯塚市行政経営戦略推進審議会を設置するものでございます。また、廃止する飯塚市行政評価委員会が、担任しております事務につきましては、新たに設置する審議会があわせて担任するものでございます。なお施行日は令和5年4月1日といたしております。以上簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第105号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（行政経営戦略関係）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第106号 飯塚市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第107号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」、以上2件については、関連があるため一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第106号 飯塚市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」及び「議案第107号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」につきまして、関連がございますので、一括して補足説明いたします。

議案書の20ページをお願いいたします。「議案第106号」につきましては、令和3年6月の地方公務員法の改正により、令和5年度から、地方公務員の定年年齢が65歳まで段階的に上げられることから、当該定年年齢の引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制度いわゆる

役職定年制度、定年前再任用短時間勤務制度及び定年年齢の引き上げ対象者への情報提供・意思確認制度等が導入されるため本条例を改正するものでございます。改正内容につきましては、21ページから36ページの改正表により、主なものについて説明いたします。

改正いたします本条例は、本則を章建てにし、定年制度、役職定年制度及び定年前再任用短時間勤務制度の3つの制度について定めております。

第3条では、定年の年齢を60歳から65歳に引き上げるとともに、ただし書きで定めておりました医師の定年については、65歳と定めておりましたが、該当者がいないことと、一般の定年年齢引上げ後の年齢が現行規定と同じになることから、但し書きを削ることとしております。

第6条では、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職として、飯塚市職員の給与に関する条例第11条第1項及び飯塚市企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条に規定する管理職手当を支給されている職が対象となることを規定しております。

第7条では、管理監督職勤務上限年齢を60歳と規定し、第8条では管理監督職勤務上限年齢を60歳と規定したことに伴い、他の職へ降任等を行うにあたって遵守すべき基準として、その職員の人事評価の結果や勤務状況、職務経験等に基づき降任等を行う場合は、その職員が適性があると認められる職に降任等を行うこと。管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が、その職員の年齢を超える管理監督職のうち、できる限り上位の職に降任等を行うこと。職員を他の職に降任等を行う場合は、職制上の段階と同じか又は下位の職に降任等を行うことを規定しております。

第9条第1項では、管理監督職勤務上限年齢による降任等と管理監督職への任用の制限の特例として、年齢60歳を超える職員の職務が、高度の知識、技能又は経験を必要とするものであり、当該職員を降任等をする事で生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じる場合や勤務環境その他の勤務条件に特殊性があり、当該職員を降任等をする事で欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じる場合、業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があり、当該職員を降任等をする事で公務の運営に著しい支障が生じる場合を規定し、第2項では、第1項の特例の延長は1年を超えない期間とし、最大3年を超えることができないことを規定しております。

第10条では、第9条の規定により期間を延長する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならないこと。第11条では期間の延長事由が消滅した場合は他の職への後任等を行うことを定めております。

第12条では、定年前再任用短時間勤務職員の任用について、年齢60歳に達した日以後に退職したものを短時間の勤務に採用できることを規定しております。

また、改正前の本条例附則において、定年年齢を令和5年4月1日から2年ごとに1歳ずつ引き上げること。定年年齢引き上げに伴い該当することとなる職員に対し、給与に関する措置や必要な情報提供を行うとともに、勤務の意思確認を行うよう努めることを規定しております。

また、本条例の改正に伴う附則として、施行期日を令和5年4月1日とすることや勤務延長に関する経過措置、現行の再任用職員に関する経過措置、条例改正に伴い発生することとなる暫定再任用に関する措置について規定しております。

続きまして、議案書の37ページをお願いいたします。「議案第107号」につきましては、「議案第106号」と同じく、改正法の施行により、関係条例、13条例を一括して整備するものでございます。改正内容につきましては、38ページから62ページの改正表により、主なものについて説明いたします。

第1条の飯塚市職員定数条例の一部改正は、現行の再任用職員について制度の廃止が行われますことから、第2条第2項を削るものでございます。

第2条の公益的法人等への飯塚市職員の派遣等に関する条例の一部改正は、地方公務員法の

一部改正に伴い引用する条文を改めるとともに、飯塚市職員の定年等に関する条例第9条の改正に伴い、特例任用により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を定めた規定を追加し、各号を1号ずつ繰り下げております。

第3条の飯塚市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正は、地方公務員法の一部改正に伴い引用する条文を改めております。

第4条の飯塚市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正は、年齢60歳を超える職員に関して、給料月額を7割とする降給措置について、条例に定める必要があることから、必要な規定を追加するものでございます。

第5条の飯塚市職員の懲戒等の手続及び効果に関する条例の一部改正は、減給処分の対象となる給料金額等と、60歳を超える時期が処分の期間中に生じた場合の減じる額について明記するために、必要な文言を追加するものでございます。

第6条の飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正は、地方公務員法の一部改正に伴い引用する条文を改めるとともに、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものでございます。

第7条の飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、飯塚市職員の定年等に関する条例第9条の改正に伴い、特例任用により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を定めた規定を追加するとともに、地方公務員法の一部改正に伴い引用する条文を改め、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものでございます。

第8条の飯塚市職員の共済福利厚生制度に関する条例の一部改正は、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものでございます。

第9条の飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正は、地方公務員法の一部改正に伴い引用する条文を改めるとともに、再任用職員の給料月額を定年前再任用短時間勤務職員の給料月額に改め、当該短時間勤務職員の給料月額算定について規定いたしております。

また、同条例附則第19項において、60歳に達した日後における最初の4月1日以後常時勤務する職員の給料月額を当分の間7割とする規定を追加するとともに、附則第20項において、第19項の規定は、臨時的に任用される職員、任期付職員、非常勤職員等には適用されないことを規定しております。

また、附則第21条において、60歳以後最初の4月1日に受ける給料月額の7割措置が、前年度の3月31日に受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額に達しない場合は、その差額を調整額として支給することを規定しております。

第10条の飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正は、地方公務員法の一部改正に伴い引用する条文を改めるとともに、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものでございます。

第11条の飯塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正及び第12条の飯塚市企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正は、地方公務員法の一部改正に伴い引用する条文を改めております。

第13条において、定年前再任用短時間勤務制度の導入及び暫定再任用制度への移行に伴い、飯塚市職員の再任用に関する条例を廃止しております。

また、関係条例の整備に関する条例の附則において、この条例を令和5年4月1日から施行するとともに、各改正条例の経過措置を規定しております。以上、簡単ではございますが「議案第106号」及び「議案第107号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○深町委員

65歳までの定年が延長されることですが、そのことに伴って、本市の職員の定数に変化は

ないでしょうか。

○人事課長

定年引上げ期間中の、令和5年度から14年度までの間は、定年退職者は2年に1度しか生じないこととなり、総務省からの通知においても、地方公共団体において、質の高い行政サービスを安定的に供給できる体制を確保するためには、定年引上げ期間中においても、一定の新規採用職員を継続的に確保することが必要であり、新規採用職員の確保に当たっては、各地方公共団体の職員の年齢構成や退職者数等の見通しを踏まえた中長期的な観点が必要であるとの通知が発出されたところではあります。本市におきましては、基本的に職員定数は法律により新設される事業や、権限移譲などによる業務量に基づき、適宜見直しを行っており、また、新規採用職員の採用に当たりましては、退職者を補充するという考えのもとで実施をいたしております。定年引上げに関して、定数の増加につながることはないものと考えておりますが、今後、定年退職者が2年に一度しか生じないこととなりますことから、当該退職者数の推移を見込んで、一時的に職員定数に幅を持たせる検討は必要となると考えております。

○深町委員

次に、2年に一度しか定年退職者が出ないので、定数が変わらないということは、職員全体を見て、若年層の割合が減るということになるとは思います。今後の職員の確保についてどのように考えているのか、お答えください。

○人事課長

定年引上げにより、定年退職者数が2年に1度となりますことから、今後、職員が大量退職となる年も出てまいります。そうなりますと、補充のために、新たに採用する職員をこれまで以上に大量に採用する年が発生するなど、新規採用職員の数が年度により大幅に変動し、安定的な人材確保が困難になる恐れが生じることが考えられます。また、職員の経験年数や年齢構成に偏りが生じ、職員がこれまで培った専門的知識の継承や、計画的な人事配置、人材育成等にも影響を及ぼすこととなります。これまでも、新規職員の採用に当たっては、職員の年齢構成等を考慮し、実施しておりますが、今後はさらに退職者数の見通しも踏まえた中長期的な視点を持った職員採用を行ってまいります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第106号 飯塚市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第107号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」、以上2件については、いずれも原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案2件は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第108号 飯塚市公共施設等整備基金条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第108号 飯塚市公共施設等整備基金条例」について補足説明をいたします。議案書の63ページをお願いいたします。本条例案につきましては、本市が所有する公共施設及び公用施設の建設費、改修費等の整備費の財源確保を目的として、飯塚市公共施設等整備基金を設置するものでございます。

具体的な条文につきましては、今申し上げました設置目的を第1条に規定し、第2条に、財政調整基金、減債基金と同様、決算剰余金等の積立額を規定し、第3条以下に管理方法、処分等に関しての規定をいたしております。

また、これまで決算剰余金は財政調整基金と減債基金に積立することとしておりましたが、公共施設等整備基金についても積立することといたしますので、附則の2項において、飯塚市財政調整基金条例について、附則の3項において飯塚市減債基金条例について、文言の整理をする条例改正を規定いたしております。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります
○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第108号 飯塚市公共施設等整備基金条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第118号」から「議案第127号」までの10件については、関連があるため一括議案といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

それでは関連がございますので、まず「議案第127号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。

追加議案書の3ページをお願いいたします。本年8月に出されました人事院勧告に基づき、国家公務員の給与の改定が行われましたので、これを参考にして、本市職員の給与を改定するため本案を提出するものでございます。

まず本年度の人事院勧告のうち、給与に関する主な内容としましては、月例給の増額改定と勤勉手当支給月数の増でございます。

月例給につきましては、民間給与との較差を埋めるため、給料表の水準を20歳台半ばに重点を置き、30歳台までの職員が在職する号給につきまして、月額200円から4千円の幅で引上げる内容でございます。

また、勤勉手当については、支給月数を年間0.1月分、引上げることとしております。

また、平成22年12月から実施しております55歳を超える課長級以上の職員を対象とした月例給等1.5%減額措置及び国家公務員の給与制度の総合的見直しによる給料表の引下げに伴い激変緩和措置として平成28年1月から実施しております現給保障につきまして、廃止するものでございます。

次に、本条例の具体的な改正内容につきまして、改正表にてご説明いたします。4ページをお願いいたします。改正条例第1条の飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正については、第29条第2項に規定しております勤勉手当の支給割合につきまして、正規職員は100分の95を100分の105に改定するものでございます。

5ページをお願いいたします。附則第18項でございますが、これは、現在55歳以上の課長級以上の職員の勤勉手当を1.5%減額いたしておりますので、勤勉手当の支給率改定に伴い、減額対象額に乗じる割合を改正するものでございます。

このページから12ページ上段にかけて掲載しております別表の行政職給料表の改正につきましては、若年層に手厚いものとなっております、平均的には0.3%増額する内容となっております。額にしましては、先ほどの月額200円から4千円となっております。

同じく12ページ改正条例第2条の飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正については、

第29条第2項に規定しております勤勉手当の支給割合につきまして、令和5年度以降の支給割合を規定するものでございます。年間引上げ分である0.1月分を6月期と12月期の2回に分けて、正規職員の支給率を100分の100に改正するものでございます。

次に、14ページから18ページまでの附則第15項から附則第18項までにつきましては、55歳を超える課長級以上の職員を対象とした月例給等の1.5%減額措置を廃止することに伴い、当該規定を削るものでございます。

18ページ下段の改正条例第3条の飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正については、平成17年の人事院勧告等に伴う給与構造改革により実施していた現給保障を廃止することに伴い、当該規定を削るものでございます。

19ページの改正条例第4条の飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正については、附則第15項を削ることに伴い、関係規定を削るものでございます。

20ページの改正条例第5条の飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正については、平成26年の人事院勧告に伴う給与制度の総合的見直しにより実施していた現給保障を廃止することに伴い、関係規定を削るものでございます。

最後に21ページ下段の「附則」ですが、施行期日について、改正条例第1条については、令和4年4月1日から、また、勤勉手当については、令和4年12月1日にそれぞれ遡り適用することとしております。改正条例第2条から第5条までについては、令和5年4月1日から適用することとしております。

なお、今回の給与改定に伴い影響を受ける職員数につきましては、12月1日現在で、一般会計、特別会計及び企業会計を合わせて、対象者は給料の増額分は348人、勤勉手当が949人となります。

また、一人当たりの影響額といたしましては、12月1日現在対象者の内、正規職員の平均で申し上げますと、月額給料は約2190円の増、12月勤勉手当については約36183円の増となっております。以上、簡単でございますが「議案第127号」の補足説明を終わります。

○財政課長

続きまして、「議案第118号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号）」から「議案第126号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして、追加提案分と記載しております令和4年度補正予算資料によりご説明いたします。

3ページをお願いいたします。ただいま議案の説明がありましたが、今回の補正につきましては、表の下に記載しておりますように、給与改定に伴う所要額を補正するものでございます。一般会計では、4867万5千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を901億8638万8千円にしようとするものでございます。

また、9の特別会計のうち今回補正をいたします6つの特別会計で357万1千円を追加し、企業会計では、2つの会計で374万5千円を追加するものでございます。

一般会計、特別会計、企業会計の合計で5599万1千円を追加するものでございます。

4ページをお願いいたします。補正予算概要書でございまして、歳入の繰入金につきましては、今回の補正による財源調整で、財政調整基金繰入金を4866万5千円追加するものでございます。

次に、歳出の一般会計・特別会計の人件費につきましては、給与改定に伴う経費を総額で4918万9千円追加するものでございます。

次の国民健康保険特別会計から5ページの駐車場事業特別会計までの特別会計、6ページの水道事業会計及び下水道事業会計の公営企業会計につきましても、一般会計と同様の理由により補正をいたしております。以上でご説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第118号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算(第9号)」、「議案第119号 令和4年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」、「議案第120号 令和4年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」、「議案第121号 令和4年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」、「議案第122号 令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3号)」、「議案第123号 令和4年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)」、「議案第124号 令和4年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)」、「議案第125号 令和4年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)」、「議案第126号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)」、及び「議案第127号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、以上10件については、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案10件は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。